介護予防・日常生活圏域ニーズ調査（案）（権利擁護支援抜粋）

問9　単身高齢者等支援について

(1)あなたに万一のことがあった場合（＊）に「頼れる」と思う人・事業所はどちらですか。（いくつでも）

1. 同居の家族・親族
2. 別居の家族・親族
3. 友人・知人
4. 市役所
5. 社会福祉協議会
6. 地域包括支援センター
7. ケアマネジャー
8. 訪問看護・医療関係者
9. 相談支援専門員
10. 成年後見人等＊1
11. 高齢者等終身サポート事業所＊2
12. その他（　　）
13. 思いあたらない

＊ 認知症の重症化・ケガ・病気・死亡などのほか、入院や介護施設への入所など現在の生活環境を変える必要性が生じる場面を想定しています。

＊1 成年後見人等：法定後見制度である後見人、保佐人、補助人のことで、認知症や障がいなどにより判断能力が低下した際に、本人を支援する人です。財産管理や契約行為など、本人の意思を尊重し、関係者と意思決定支援を行い、本人にとって必要な権限を行使します。

＊2 高齢者等終身サポート事業所：入院や施設入所時に求められてしまっている身元保証人等を代行するサービスを提供している事業所です。

(2)同居の家族・親族等で頼れる人がいない場合や、仮に今後、そうなられた場合に生活を続けていく上で、特にどのような支援があれば安心だと思いますか。(3つまで)

1. 日常の生活費等の金銭管理(光熱費支払い等)や日常のちょっとした困りごと(ゴミ出し、電球交換など)を手伝いや見守りをしてくれるサービス

2. 病院への通院の付き添いや、入退院時の手伝いをしてくれるサービス

3. 施設に入所するなど住むことに関するサービス

4. 財産の管理について相談できる窓口

5. 亡くなった後の手続き(死後事務)などについて相談できる窓口

6. その他(　　)

(3)上記の問で選択した1から3までの支援(見守り、家事支援、病院の入退院時の支援など)について、費用が自己負担の場合、あなたは月々いくらくらいまでなら利用したいと思いますか。

1. 費用がかかるなら利用しない
2. 月に1,000円まで
3. 月に3,000円まで
4. 月に10,000円まで
5. 月に20,000円まで
6. 月に20,000円以上でも、必要なサービスであれば利用する

(4)あなたは、「あんしん未来事業(単身高齢者等支援事業)」をご存じですか。

※狛江市社会福祉協議会で令和7年10月から開始した、~~一人暮らしで~~支援可能なご家族がいない高齢者等が、住み慣れた地域で将来にわたり安心して生活することができるよう相談及び契約に基づく支援を行う事業です。

1. 知っている
2. 知らなかった